

(宛先)

消費者庁 食品衛生基準審査課
残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (代表) 03(3507)8800
(直通) 03(3507)9352

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 4 月 28 日

令和8年5月19日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について
- ②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について
- ③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について
- ④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

現 職 一般財団法人残留農薬研究所

氏 名 大山 和俊

①食品中のイミダクロピドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

企業名(申請企業等): Benchmark Animal Health

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 株式会社エス・ディー・エス バイオテック

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- #### ④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- ### ⑤食品中のボスカドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): BASFジャパン株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度

→ 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し

特記事項

(宛 先)

消費者庁 食品衛生基準審査課
残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (代表) 03(3507)8800
(直通) 03(3507)9352

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 5 月 / 日

令和8年5月19日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について
- ②食品中のクロタロニルの残留基準の設定について
- ③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について
- ④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

現 職

麻布大学薬医学部教授

氏 名

折戸 謙介

①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度 } 当該年度における受取額
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

企業名(申請企業等): Benchmark Animal Health

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度 } 当該年度における受取額
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 株式会社エス・ディー・エス バイオテック

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度 } 当該年度における受取額
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超

☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超

☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): BASFジャパン株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超

☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

(宛先)

消費者庁 食品衛生基準審査課
残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (代表) 03(3507)8800
(直通) 03(3507)9352

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 4 月 28 日

令和8年5月19日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について
- ②食品中のクロタロニルの残留基準の設定について
- ③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について
- ④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

現職

国立医薬品食品衛生研究所 薬品部

氏名

力日藤 くみ子

①食品中のイミダクロアブドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

企業名(申請企業等): Benchmark Animal Health

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

②食品中のクロタロニルの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 株式会社エス・ディー・エス バイオテック

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度
- 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与
 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係
 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 「特記事項」

④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金を受け取った年度
☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度

→ 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超

【受取額の内訳】

☐ 寄付金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		

● 申請資料等の作成に密接に関与
 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係
 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し

「特記事項」

⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): BASFジャパン株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度

→ 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与
 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し

● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係
 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し

「特記事項」

(宛先)

消費者庁 食品衛生基準審査課
残留農薬等基準審査室 宛

御中

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (代表) 03(3507)8800
(直通) 03(3507)9352

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 5 月 12 日

令和8年5月19日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について
- ②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について
- ③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について
- ④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

現職

日本生活協同組合連合会

氏名

近藤 麻子

①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): パイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄付金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

企業名(申請企業等): Benchmark Animal Health

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄付金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 株式会社エス・ディー・エス バイオテック

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄付金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度 } 当該年度における受取額
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料

☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬

☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式

☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 特記事項

④食品中のピリフルキナソンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度 } 当該年度における受取額
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料

☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬

☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式

☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 特記事項

⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): BASFジャパン株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
☐ 令和6年度 } 当該年度における受取額
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料

☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬

☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式

☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 特記事項

(宛先)

消費者庁 食品衛生基準審査課
残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (代表) 03(3507)8800
(直通) 03(3507)9352

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 5 月 6 日

令和8年5月19日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について
- ②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について
- ③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について
- ④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

現 職 東京農業大学応用生物科学部

氏 名 須恵 雅之

①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

企業名(申請企業等): Benchmark Animal Health

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 株式会社エス・ディー・エス バイオテック

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): BASFジャパン株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

(宛先)

消費者庁 食品衛生基準審査課
残留農薬等基準審査室 宛御中

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (代表) 03(3507)8800
(直通) 03(3507)9352

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 4 月 30 日

令和8年5月19日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について
- ②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について
- ③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について
- ④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のボスカドの残留基準の設定について

現職 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事
氏名 龍本 秀美

①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し

特記事項

企業名(申請企業等): Benchmark Animal Health

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し

特記事項

②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 株式会社エス・ディー・エス バイオテック

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し

特記事項

③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し

特記事項

④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し

特記事項

⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): BASFジャパン株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し

特記事項

(宛先)

消費者庁 食品衛生基準審査課
残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (代表) 03(3507)8800
(直通) 03(3507)9352

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 4 月 28 日

令和8年5月19日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について
- ②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について
- ③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について
- ④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

現 職 国立医薬品食品衛生研究所 食品部

氏 名 田口 貴章

①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額												
☐ 令和6年度	} ☐ 50万円以下 ☐ 50万円超～500万円以下 ☐ 500万円超												
☐ 令和7年度													
☐ 令和8年度													
【受取額の内訳】 <table><tr><td>☐ 寄附金(奨学寄付金含む)</td><td>☐ 研究契約金</td><td>☐ コンサルタント料・指導料</td></tr><tr><td>☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ 講演料</td><td>☐ 原稿執筆料</td><td>☐ 当該企業の株式</td></tr><tr><td>☐ その他()</td><td></td><td></td></tr></table>		☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料	☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬			☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式	☐ その他()		
☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料											
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬													
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式											
☐ その他()													
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
特記事項													

企業名(申請企業等): Benchmark Animal Health

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額												
☐ 令和6年度	} ☐ 50万円以下 ☐ 50万円超～500万円以下 ☐ 500万円超												
☐ 令和7年度													
☐ 令和8年度													
【受取額の内訳】 <table><tr><td>☐ 寄附金(奨学寄付金含む)</td><td>☐ 研究契約金</td><td>☐ コンサルタント料・指導料</td></tr><tr><td>☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ 講演料</td><td>☐ 原稿執筆料</td><td>☐ 当該企業の株式</td></tr><tr><td>☐ その他()</td><td></td><td></td></tr></table>		☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料	☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬			☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式	☐ その他()		
☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料											
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬													
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式											
☐ その他()													
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
特記事項													

②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 株式会社エス・ディー・エス バイオテック

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額												
☐ 令和6年度	} ☐ 50万円以下 ☐ 50万円超～500万円以下 ☐ 500万円超												
☐ 令和7年度													
☐ 令和8年度													
【受取額の内訳】 <table><tr><td>☐ 寄附金(奨学寄付金含む)</td><td>☐ 研究契約金</td><td>☐ コンサルタント料・指導料</td></tr><tr><td>☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ 講演料</td><td>☐ 原稿執筆料</td><td>☐ 当該企業の株式</td></tr><tr><td>☐ その他()</td><td></td><td></td></tr></table>		☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料	☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬			☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式	☐ その他()		
☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料											
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬													
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式											
☐ その他()													
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
特記事項													

③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): BASFジャパン株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

(宛先)

消費者庁 食品衛生基準審査課
残留農薬等基準審査室 御中

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (代表) 03(3507)8800
(直通) 03(3507)9352

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 4 月 28 日

令和8年5月19日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について
- ②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について
- ③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について
- ④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

現 職 国立医薬品食品衛生研究所 食品部長

氏 名 堤 智昭

①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

企業名(申請企業等): Benchmark Animal Health

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 株式会社エス・ディー・エス バイオテック

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超
- 【受取額の内訳】

☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬		
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式
☐ その他()		
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
特記事項

③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額												
☐ 令和6年度	} ☐ 50万円以下 ☐ 50万円超～500万円以下 ☐ 500万円超												
☐ 令和7年度													
☐ 令和8年度													
【受取額の内訳】 <table><tr><td>☐ 寄附金(奨学寄付金含む)</td><td>☐ 研究契約金</td><td>☐ コンサルタント料・指導料</td></tr><tr><td>☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ 講演料</td><td>☐ 原稿執筆料</td><td>☐ 当該企業の株式</td></tr><tr><td>☐ その他()</td><td></td><td></td></tr></table>		☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料	☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬			☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式	☐ その他()		
☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料											
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬													
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式											
☐ その他()													
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
特記事項													

④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額												
☐ 令和6年度	} ☐ 50万円以下 ☐ 50万円超～500万円以下 ☐ 500万円超												
☐ 令和7年度													
☐ 令和8年度													
【受取額の内訳】 <table><tr><td>☐ 寄附金(奨学寄付金含む)</td><td>☐ 研究契約金</td><td>☐ コンサルタント料・指導料</td></tr><tr><td>☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ 講演料</td><td>☐ 原稿執筆料</td><td>☐ 当該企業の株式</td></tr><tr><td>☐ その他()</td><td></td><td></td></tr></table>		☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料	☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬			☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式	☐ その他()		
☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料											
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬													
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式											
☐ その他()													
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
特記事項													

⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): BASFジャパン株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額	→ 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度	当該年度における受取額												
☐ 令和6年度	} ☐ 50万円以下 ☐ 50万円超～500万円以下 ☐ 500万円超												
☐ 令和7年度													
☐ 令和8年度													
【受取額の内訳】 <table><tr><td>☐ 寄附金(奨学寄付金含む)</td><td>☐ 研究契約金</td><td>☐ コンサルタント料・指導料</td></tr><tr><td>☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬</td><td></td><td></td></tr><tr><td>☐ 講演料</td><td>☐ 原稿執筆料</td><td>☐ 当該企業の株式</td></tr><tr><td>☐ その他()</td><td></td><td></td></tr></table>		☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料	☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬			☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式	☐ その他()		
☐ 寄附金(奨学寄付金含む)	☐ 研究契約金	☐ コンサルタント料・指導料											
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬													
☐ 講演料	☐ 原稿執筆料	☐ 当該企業の株式											
☐ その他()													
● 申請資料等の作成に密接に関与	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係	→ 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し												
特記事項													

(宛先)

消費者庁 食品衛生基準審査課
残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (代表) 03(3507)8800
(直通) 03(3507)9352

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 4 月 28 日

令和8年5月19日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について
- ②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について
- ③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について
- ④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

現職

金沢大学

氏名

中島 美紀

①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): パイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄付金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

企業名(申請企業等): Benchmark Animal Health

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄付金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 株式会社エス・ディー・エス バイオテック

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄付金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- ☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度
- 【受取額の内訳】
- ☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 特記事項

④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- ☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度
- 【受取額の内訳】
- ☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 特記事項

⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): BASFジャパン株式会社

- 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄付金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 50万円以下
☐ 50万円超～500万円以下
☐ 500万円超
- ☐ 令和6年度
☐ 令和7年度
☐ 令和8年度
- 【受取額の内訳】
- ☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()
- 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
- 特記事項

(宛 先)

消費者庁 食品衛生基準審査課
残留農薬等基準審査室 宛

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
電話 (代表) 03(3507)8800
(直通) 03(3507)9352

寄付金・契約金等受取(割当て)額等回答票

令和 8 年 4 月 28 日

令和8年5月19日 食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

以下の申請に係る企業からの寄付金・契約金等の受取(割当て)額等について、別紙のとおり回答する。

- ①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について
- ②食品中のクロロタロニルの残留基準の設定について
- ③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について
- ④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について
- ⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

現 職 一般社団法人日本植物防疫協会 技術顧問

氏 名 野田 隆 志

①食品中のイミダクロプリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): バイエルクロップサイエンス株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

企業名(申請企業等): Benchmark Animal Health

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

②食品中のクロタロニルの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 株式会社エス・ディー・エス バイオテック

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

③食品中のトルフェンピラドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

④食品中のピリフルキナゾンの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): 日本農薬株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項

⑤食品中のボスカリドの残留基準の設定について

企業名(申請企業等): BASFジャパン株式会社

● 寄付金・契約金等の受取(割当て)額 → 受取の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 受取有りの場合、最も多い寄附金・契約金等を受け取った年度
 当該年度における受取額
☐ 令和6年度 } ☐ 50万円以下
☐ 令和7年度 } ☐ 50万円超～500万円以下
☐ 令和8年度 } ☐ 500万円超

【受取額の内訳】
☐ 寄附金(奨学寄付金含む) ☐ 研究契約金 ☐ コンサルタント料・指導料
☐ 特許権・特許使用料・商標権による報酬
☐ 講演料 ☐ 原稿執筆料 ☐ 当該企業の株式
☐ その他()

● 申請資料等の作成に密接に関与 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 ● 審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係 → 該当の有無: ☐ 有り ☒ 無し
 特記事項